



2018年 9月26日
第27号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集 情宣部

東労組本部 申7号

労使間の取り扱いに関する 協約を締結！

締結期間は3年になります

締結期間 2018年10月1日～2021年9月30日

9月20日、本部一本社間において「労使間の取り扱いに関する協約」について締結しました。

これは、JR東労組組合員に適用される「労使間の取り扱いに関する協約」について締結されたものです。

組合員が心配していた「労働条件に関する協約」は何ら変わりありません。また、今回の協約改定は「組合活動の制限・規制」をするものではないことを労使で確認しました。

**組合員の雇用と労働条件を守るために
職場からJR東労組運動を前進させよう！**